

蒲 監 第 2 4 号  
令和 6 年 4 月 2 6 日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 小 林 憲 三

同 尾 崎 隆 久

同 松 本 昌 成

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和 6 年 3 月 5 日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

（省略）

2 請求のあった日

令和 6 年 3 月 5 日

### 3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

#### (1) 請求の要旨

蒲郡市（以下「市」という。）は令和4年9月5日、「塩津地区学校複合施設実施設計業務委託（令和4年度・令和5年度2か年事業）」（以下「当該実施設計業務委託」という。）の支出負担行為決議書を決裁し、同日、株式会社新居千秋都市建築設計と159,115,000円の委託契約書を交わした。

その後令和5年3月10日、業務委託料の変更協議書を決裁し委託料を174,130,000円とした。

そしてこの業務にかかわって、令和4年9月30日に16,600,000円、令和5年3月31日に43,836,794円、令和5年7月10日に29,600,000円の支出命令書を決裁している。その合計金額は90,036,794円となる。

これは、人口減少の中、公共施設の維持・管理・更新費の節減が叫ばれる時、施設の長寿命化を図ることにより資源、費用の節減の可能性が高いという、各種の情報をもちながら、その情報を活かす努力を怠り、不当にも不要な支出を行い、市に損害を与えた。

#### (2) 措置請求の内容

市長に対し、株式会社新居千秋都市建築設計に支払った90,036,794円について市に弁済することを勧告することを求める。

### 4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

請求人が主張する、施設の長寿命化を図ることにより資源、費用の節減の可能性が高いという、各種の情報を持ちながら、その情報を活かす努力を怠ったことが、不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象と判断する。

### 2 監査対象部局

総務部資産マネジメント課、教育委員会教育政策課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和6年3月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、新たな証拠が提出され、請求内容の補足説明がなされた。

### 4 関係人の証拠の提出及び陳述

本件請求の監査を実施するにあたって、総務部資産マネジメント課及び教育委員会教育政策課に対し、令和6年4月8日に課長及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

## 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

(結論)

本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

(1) 当該実施設計業務委託の実施に至る経緯について

ア 平成27年3月に「蒲郡市公共施設白書」を策定し、市の人口推移、財政状況、公共施設の整備状況、将来の維持更新費用などについて整理するとともに、公共施設の用途ごとにみた現状と課題や地区別にみた公共施設の現状についての把握をしている。

イ 平成27年度には、「蒲郡市公共施設マネジメント基本方針」策定に向けて、平成27年5月から6月にかけて行った公共施設のあり方に関するアンケート（市民2,000名、回答783名）を行い、施設の統廃合や縮減による費用削減など、公共施設マネジメントの取組みに肯定的な回答が7割以上となった。

また、市内の各種団体の代表者や、公募によって選ばれた市民15名によって構成された蒲郡市公共施設のあり方検討市民会議を、平成27年5月から9月にかけて5回を開催し、10月には議論の結果をまとめ、①財政状況や社会情勢の変化を踏まえた身の丈にあった公共施設、②まちの魅力を高めるための公共施設、③公共施設マネジメントの推進方策の3つの観点から、公共施設のあり方に関する提言書が市長に提出された。

これらを踏まえて、平成28年3月に将来の市における公共施設の運営、維持管理、更新等について総合的かつ経営的視点を持った公共施設マネジメントを推進することを目的として「適正化」「効率化」「魅力」「安全性」「実行力」の5つのキーワードからなる「蒲郡市公共施設マネジメント基本方針」を策定した。

ウ 平成28年度には「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画」策定に向けて、16歳から37歳の将来を担う世代の15名により若者まちづくりミーティングを平成28年7月から9月にかけて5回開催し、将来の負担軽減、地域で助け合い子どもを育てるなどの意見が集約され、「若者の意見によるまちづくりの方向性」としてまとめた。

また、市内の公共的団体の代表者や学識経験者等10名により、蒲郡市公共施設マネジメント実施計画策定会議が平成28年7月から12月にかけて4回開催され、目標設定の考え方や施設用途別の方向性、今後の公共施設マネジメントの進め方が議論された。

これらを踏まえ、平成29年3月市における公共施設マネジメントの目標

や施設用途別の方向性、実施体制など、今後の公共施設の整備を進めるための方策を示し、公共施設の再編をすすめていくことを目的として「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画」を策定した。

マネジメントの目標は30年間の計画期間とし、①建物の更新の際に概ね3割の床面積を縮減する。②保有床面積の縮減と建物の長寿命化による費用の平準化により、523億円の維持更新費用を縮減するとしている。

基本的な方針は、地区の住民が主な利用者になる「地区利用型施設」では学校に「子育て支援機能」、「高齢者向け機能」、「多世代交流機能」、「地域自治機能」を集約し、多様な活動を行うことができる交流拠点を形成することで、コミュニティの維持・活性化を図るとしている。

また、「地区利用型施設」の進め方としては、地区ごとに具体的な施設再編の内容を示す「個別計画」を策定していくとし、「個別計画」の策定にあたっては、ワークショップ等の実施により、市民の考え方を取り入れ、協働してまちづくりを進め、公共施設を含むまちの魅力を向上させるとしている。

なお、「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画」は、令和4年3月に改訂されており、直近のデータの更新により費用の目標値など一部見直されているが、基本的な方針については堅持している。

エ 平成29年度には「塩津地区個別計画」策定のため、公募により集まった塩津地区住民の30名により、塩津地区まちづくりと公共施設の将来を考えるワークショップが平成29年7月から平成30年2月にかけて5回開催され、公共施設の配置や使い方が議論された。

また、ワークショップの検討内容を商業施設等でのパネル展示型説明会、広報がまごおり、かわら版など様々な形で周知、コミュニケーションをとりながら、塩津地区の意見を参考にし、平成30年8月「塩津地区個別計画」を策定した。

「塩津地区個別計画」については、「集まりやすい位置に「子育て」と「交流」の拠点をつくる」をコンセプトとし、塩津小学校の敷地に小学校に加えて保育園と公民館の機能を集合させ「子育て」と「交流」の拠点をつくる、塩津保育園と塩津北保育園は統合し低年齢児保育と延長保育が実施可能な規模の保育園を整備する、児童クラブ機能は小学校敷地に設ける、塩津中学校は現地で適正規模に改築する、しおつ児童館は現地で長期にわたって利用で

きるよう適切に維持していくことを再編の主な内容としている。

これにより期待される効果としては、子育て環境の充実、交流の活性化、活動の拡大・充実、費用の縮減が図られるとしている。

オ 「地区個別計画に基づく基本計画書（塩津地区）」策定のため、小学校、保育園、公民館の所管部署職員と運営実務者で構成する施設関係者協議会を設置し、平成31年1月から令和元年12月にかけて8回開催され、現況施設の課題や今後の施設整備の方針について検討しその検討内容等を公民館でパネル展示型説明会を行った。また、平成31年3月施設を集合した近隣自治体の事例について視察会を行った。

なお、計画案ができた段階で令和3年5月地元の総代への説明や令和3年6月、ワークショップの参加者向けに説明会も開催した。

これらを踏まえて、令和3年8月機能を集合する施設についての建物配置や管理運営方法を定めた「地区個別計画に基づく基本計画書（塩津地区）」を策定した。

## （2）当該実施設計業務委託契約について

当該実施設計業務委託については、「塩津地区個別計画に基づく複合施設建設事業費」として、179,593,000円が令和4年3月23日の令和4年3月市議会定例会にて予算が可決された。

令和4年4月に学識経験者4名と副市長、教育長、総務部長で構成される学校複合施設実施設計業務プロポーザル方式選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により、設計者を募集し、6月に書類による一次審査、8月6日に公開プレゼンテーションによる二次審査を行い、優先交渉権者として「株式会社新居千秋都市建築設計」を選定した。この結果を受け、9月5日に支出負担行為決議書を決裁し、同日「株式会社新居千秋都市建築設計」と委託契約（契約金額 159,115,000円、契約期間 令和4年9月6日～令和5年12月28日）を締結した。その後、設計対象施設の床面積を増やすため令和5年3月10日変更協議書を決裁し、3月13日委託変更契約（契約金額 174,130,000円、契約期間 令和4年9月6日～令和5年12月28日）を締結した。

(3) 当該実施設計業務委託に係る公金の支出について

当該実施設計業務委託契約及び委託変更契約に基づき、令和4年10月12日に16,600,000円(令和4年9月30日支出命令書起案及び決裁)、令和5年4月28日に43,836,794円(令和5年3月31日支出命令書起案及び決裁)、令和5年7月24日に29,600,000円(令和5年7月10日支出命令書起案及び決裁)の計90,036,794円を株式会社新居千秋都市建築設計に支払いをしている。

2 請求人の主張と監査対象部局(総務部資産マネジメント課、教育委員会教育政策課)の説明

請求人は、施設の長寿命化を図ることにより資源、費用の節減の可能性が高いという、各種の情報を持ちながら、その情報を活かす努力を怠り、不当にも不要な支出を行い、市に損害を与えたと主張している。

これに対し、市は「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画(以下「実施計画」という。)」においても、費用を縮減する手法のひとつとして、長寿命化は有効であるとの認識の上で、市の公共施設は高度経済成長期において整備されたものが多く、仮に全ての施設を長寿命化した場合、直近の費用の縮減につながる一方、費用の集中を将来に先送りすることになり、公共施設マネジメントの目的のひとつである持続可能な財政の実現が困難になることを想定しており、実施計画において、全ての施設を長寿命化するのではなく、建替え時期を調整することで、建替え時期と費用を平準化することが明記されている。

また、施設の建替えの時期の決定にあたっては、費用は重要な要素のひとつであるが、施設の現状の利用状況や利便性、市民ニーズへの対応など、様々な要素を総合的に踏まえたうえで、判断するものであると考え、実際に、施設の再配置内容を定めた「地区個別計画」を策定するにあたって塩津地区で実施した地区住民のワークショップにおいて、保育サービスの向上、公民館のバリアフリー化、児童クラブの利便性や安全性など、解決すべき課題について多くの意見を伺っており、ハード面を含め、早急な課題解決が必要と判断したもので、長寿命化を行わないことによって市に損害を与えたとする請求の要旨を否認するものであり、不当、不要な支出ではない、と説明している。

### 3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、請求人提出の蒲郡市職員措置請求書及び意見陳述、監査対象部局の弁明書及び説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について述べる。

請求人は、施設の長寿命化を図ることにより資源、費用の節減の可能性が高いという、各種の情報を持ちながら、その情報を活かす努力を怠ったと指摘するが、当該決定の経緯について見るも、市が所有している公共施設について現状と課題を整理し、将来の公共施設のあるべき姿を検討するための基礎資料となる「蒲郡市公共施設白書」の策定を起因に、「蒲郡市公共施設マネジメント基本方針」、「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画」の策定へと続いている。

その後、地域における具体的な施設再編を検討するため中学校区ごとに事業を展開し、塩津地区については、「塩津地区個別計画」の策定、そのコンセプトを実現するために小学校、保育園、公民館及び児童クラブの機能を集合する施設の整備方法や管理運営方法などを定めた「地区個別計画に基づく基本計画書（塩津地区）」を策定している。

なお、塩津地区の各計画の策定にあたっては、それぞれパブリックコメントの募集を実施しているほか、検討段階においても塩津地区住民を対象としたワークショップやパネル展示型説明会などを実施し、住民の意見や考え方が計画に反映されている。

このように、住民協働のもと地域の課題解決を重点に置き、市が施設の長寿命化に限定せず総合的な要因を考慮して、施設の複合化及び建替えの時期を決定したことについて、計画検討の経緯、内容及び情報提供に関する基本姿勢に著しく有効性や効率性、または合理性を欠くものとは認められない。更に請求人の陳述時における補足内容も充分検討されていると認識する。

したがって、施設の整備に係わる当該実施設計業務委託契約の締結、それに基づく公金の支出が不当、不要であるとは認められず、当該支出により市に損害を与えたとはいえないため、本件請求には理由がないものと判断し棄却する。